

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成22年  
11月5日  
(金曜日)

## 目次

公告

一 大規模小売店舗舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課)……………一

二 大規模小売店舗舗立地法第六条第二項の規定による届出(二件)(商政課)……………二

三 大規模小売店舗舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(五件)(商政課)……………三

四 防府都市計画道路事業の事業計画の変更(都市計画課)……………四

五 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………五

六 選管告示

不在者投票のできる老人ホームの指定……………六



### (三六六) 大規模小売店舗舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十二年十一月五日から平成二十三年三月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十一月五日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 ドラッグコスモス矢原店
- 所在地 山口市矢原町五六一

### 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

### 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	スーパードラッグコスモス矢原店	ドラッグコスモス矢原店

### 四 届出年月日

平成二十二年十月二十二日

### 五 変更年月日

平成二十二年十月二十三日

### (三六七) 大規模小売店舗舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十二年十一月五日から平成二十三年三月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び萩市商工観光部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十一月五日

山口県知事 二井 関成

### 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス萩店  
所在地 萩市大字椿東二六三八の二

### 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ダイワロイアル株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目一三番一号 原田 健

### 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	宮崎市新栄町三三	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

四 届出年月日  
平成二十二年十月二十二日  
五 変更年月日  
平成十七年九月十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ドラッグコスモス萩店  
所在地 萩市大字椿東二六三八の二  
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
ダイワロイアル株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目一三番一号 原田 健  
三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変更に係る事項	変更前	変更後
赤土 勇		原田 健	

四 届出年月日  
平成二十二年十月二十二日  
五 変更年月日  
平成二十二年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ドラッグコスモス萩店  
所在地 萩市大字椿東二六三八の二  
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
ダイワロイアル株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目一三番一号 原田 健  
三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗を設置する者の住所	変更に係る事項	変更前	変更後
東京都台東区上野七丁目一四番四号		東京都千代田区飯田橋三丁目一三番一号	

四 届出年月日  
平成二十二年十月二十二日  
五 変更年月日  
平成二十二年五月六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ドラッグコスモス萩店  
所在地 萩市大字椿東二六三八の二  
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
ダイワロイアル株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目一三番一号 原田 健  
三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗の名称	変更に係る事項	変更前	変更後
スーパードラッグコスモス萩店		ドラッグコスモス萩店	

四 届出年月日  
平成二十二年十月二十二日  
五 変更年月日  
平成二十二年十月二十三日

(三六八) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年十一月五日から平成二十三年三月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。  
平成二十二年十一月五日  
山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ドラッグコスモス矢原店

所在地 山口市矢原町五六一  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
駐車場の収容台数	七四台	四八台

四 届出年月日  
 平成二十二年十月二十二日  
 五 変更年月日  
 平成二十三年六月二十三日

(三六九) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年十一月五日から平成二十三年三月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び萩市商工観光部商工課において公衆の縦覧に供します。  
 平成二十二年十一月五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ドラッグコスモス萩店  
 所在地 萩市大字椿東二六三八の二  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 ダイワロイアル株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目一三番二号 原田 健  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
---------	-----	-----

四 届出年月日  
 平成二十二年十月二十二日  
 五 変更年月日  
 平成二十三年六月二十三日

駐車場の収容台数	七六台	四八台
----------	-----	-----

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ドラッグコスモス萩店  
 所在地 萩市大字椿東二六三八の二  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 ダイワロイアル株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目一三番一号 原田 健  
 三 変更に係る事項  
 廃棄物等の保管施設の位置  
 四 届出年月日  
 平成二十二年十月二十二日  
 五 変更年月日  
 平成二十三年六月二十三日

(三七〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年六月十八日山口県公告(二〇三)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。  
 当該意見は、平成二十二年十一月五日から同年十二月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。  
 平成二十二年十一月五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称)ニトリ宇部店  
 所在地 宇部市大字妻崎開作二四〇の一

二 意見の概要  
交通に係る事項について配慮を求める。

(三七二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年六月二十二日山口県公告(二二一)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年十一月五日から同年十二月六日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市産業観光部産業政策課及び周南市新南陽総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十一月五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アルク今宿店  
所在地 周南市新宿通五丁目二四

二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アルク新南陽店  
所在地 周南市大字富田二七六三

二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アルク徳山東店  
所在地 周南市松保町一七〇四の五

二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アルク桜木店  
所在地 周南市桜木二丁目一〇番一号

二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アルク慶万店  
所在地 周南市慶万町一八三三の一

二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アルク徳山中央店  
所在地 周南市花畠町一二七の一

二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(三七二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年六月二十二日山口県公告(二二二)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年十一月五日から同年十二月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業建設部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十一月五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 丸久厚狭店  
所在地 山陽小野田市大字厚狭四七八の一

二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小野田店

所在地 山陽小野田市大字西高泊六四〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク港町店

所在地 山陽小野田市港町五八一〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三七三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年六月二十二日山口県公告(二二三)に係る大規模小売店舗について次のとおり平生町から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年十一月五日から同年十二月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び平生町役場において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十一月五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 丸久平生店

所在地 熊毛郡平生町大字平生村二三六の四

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三七四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年六月二十二日山口県公告(二二四)に係る大規模小売店舗について次のとおり

阿武町から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年十一月五日から同年十二月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び阿武町役場において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十一月五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンマート奈古店

所在地 阿武郡阿武町大字奈古三三二六の二

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三七五) 防府都市計画道路事業の事業計画の変更

防府都市計画道路事業の事業計画の変更について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による告示(平成二十二年中国地方整備局告示第百六十一号)があったので、次のとおり公告します。

平成二十二年十一月五日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画事業の種類及び名称

防府都市計画道路事業三・三・一環状一号線

防府都市計画道路事業三・四・二十七防府富海線

二 施行者の名称

山口県

三 事務所の所在地

山口市滝町一番一号

四 事業地の所在

防府市牟礼今宿二丁目及び沖今宿二丁目

(三七六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十二年十一月五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
光市室積沖田
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都中央区日本橋一丁目一三番一号  
株式会社新日鉄都市開発



山口県選挙管理委員会告示第七十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

平成二十二年十一月五日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正 顕

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人健仁会サテライト型介護老人保健施設あさ紫苑	山陽小野田市大字厚狭五〇三の一	平成二二、一〇、二六
社会福祉法人健仁会特別養護老人ホームフクシア	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"